

□□□-□□□□  
 \_\_\_\_\_  
 殿

\_\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 印

年分所得税及び復興特別所得税の加算税の賦課決定通知書

\_\_\_\_\_ 年分所得税及び復興特別所得税の \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日の \_\_\_\_\_ により納付すべき本税  
 に対する加算税について、次のとおり 賦課決定します。

なお、\_\_\_\_\_ 申告加算税には、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する  
 法律第6条第1項及び第2項（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）並びに第6条の3第1項及び  
 第2項（財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例）の規定を適用しています。

		賦 課 決 定 額	変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額	増 減 差 額
申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	円	加重分等の過少（無）申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加算税の割合	%	%	
	③ 加算税の額 (① × ②)	円	円	
重 加 算 税	④ 加算税の基礎となる税額			/
	⑤ 加算税の割合	%	%	
	⑥ 加重分の加算税の割合			
	⑦ 加算税の額 (④ × (⑤ + ⑥))	円	円	

この結果、この通知により 新たに納付すべき 減 少 す る 加算税の額は、上の表の太い枠内ようになります。

なお、この納付すべき加算税の額は、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））  
 又は当税務署に納付することになっています。

○ この処分の理由

\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

本表の三

○ この処分は、\_\_\_\_\_ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

## 【納付すべき税額がある方】

- ※ 納付場所…日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）  
（注） コンビニエンスストアに納付を委託する場合には、納付書表面にバーコードが表示されている納付書が必要です。  
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

- ※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

また、納税の猶予が受けられない場合でも、更正等に係る国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること、その納期限から6月以内に申請があることなどの一定の要件を満たすときは、その申請の日等から1年以内の期間に限り、換価の猶予が受けられます。

## 【減少する税額がある方】

- ※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預貯金口座への振込み又はゆうちょ銀行、郵便局の窓口払いの方法により還付することになります。